

本組合におけるマイナンバー（個人番号）の取扱いについて

本組合においては、平成28年4月1日から以下のとおりマイナンバーを取り扱うことといたしましたので、ご案内申し上げます。

組合同約等の改正

◎ 各種届書等へのマイナンバーの記載

組合員並びに組合員の世帯に属する被保険者が加入する際の加入届にマイナンバーを記載いただくこととなりました。

また、国民健康保険法施行規則の改正に伴い、マイナンバーの記載が必要となる様式（次頁参照）を改めました。

◎ マイナンバーに係る本人確認措置

事業主の皆様が組合員のマイナンバーを取り扱う際は、組合員の本人確認措置を行っていただくこととしました。

本人確認措置とは…下記、確認書類に基づき、「番号確認」と「身元確認」を行うことをいいます。

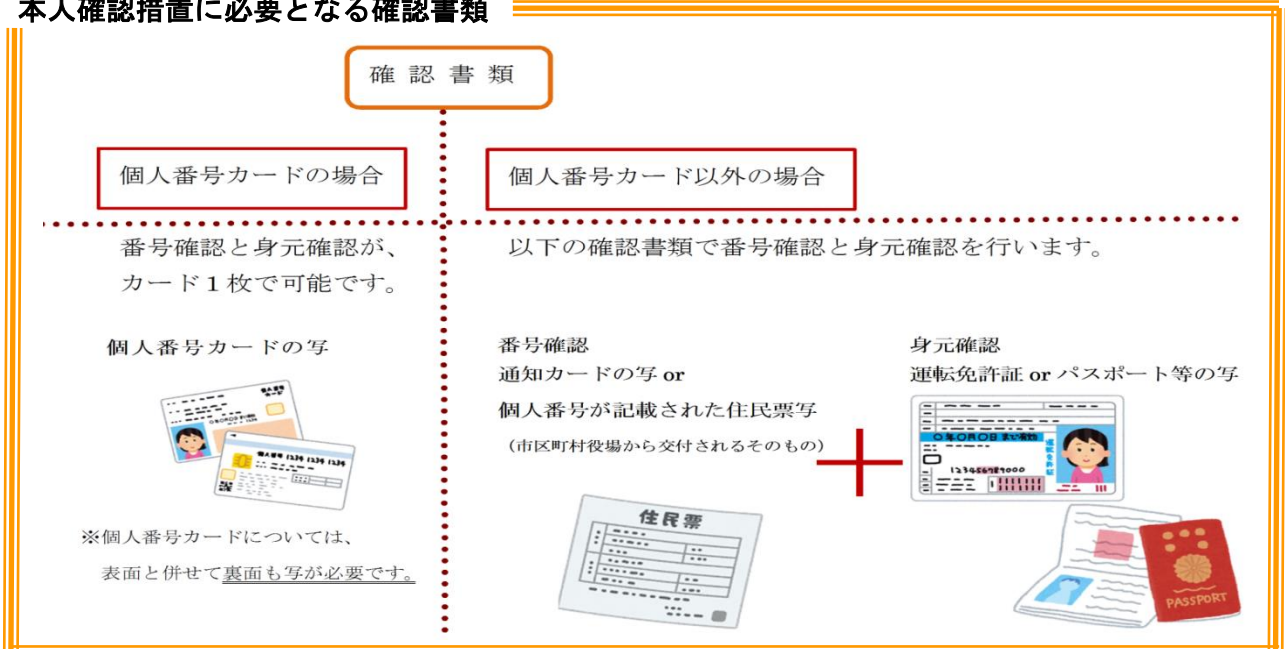
- ・番号確認…各種届書等に記載されたマイナンバーが正しいことの確認。
- ・身元確認…記載されたマイナンバーの持ち主であることの確認。

マイナンバーが記載された各種届書等の本人確認措置（※1）

<p>組合員が各種届出、申請書を事業主経由で組合事務所へ提出する場合</p> <p>組合員 ⇄ 事業主 ⇄ 組合事務所</p> <p>組合事務所への提出にあたっては、本人確認は事業主が行うため、下記、確認書類の添付は不要です。</p>	<p>組合員が各種申請書等を直接組合事務所へ提出する場合</p> <p>組合員 ⇄ 組合事務所</p> <p>本人確認は組合事務所で行うため、下記、確認書類の添付が必要となります。 (マイナンバーを記載した各種届出を事業主経由で届出している場合は、確認書類の添付は不要です。)</p>
---	--

※1 マイナンバーの記載が必要となる各種届書等には、組合員のマイナンバーのほか、該当被保険者(家族)のマイナンバーの記載も必要となりますが、**家族に係るマイナンバーの本人確認措置については組合員が行うこととなります。**

本人確認措置に必要な確認書類



マイナンバーの記載が必要となる届書等

加入関係	
第一種組合員加入届（家族あり）	
第一種組合員加入届（家族なし）	
第二種組合員加入届	
組合員加入届（後期高齢被保険者用）	
組合員脱退届	
被保険者資格取得届	
被保険者資格喪失届	
住所変更届	
氏名変更届	
世帯主変更届	
国民健康保険法第116条該当・非該当届	
介護保険第2号被保険者該当者・非該当者届	
国民健康保険基準収入額適用申請書	
国民健康保険被保険者証 国民健康保険高齢受給者証 全国土木建築国民健康保険組合員証	再交付申請書

給付関係	
療養費支給申請書（※2）	
移送費支給申請書	
高額介護合算療養費支給申請書 兼自己負担額証明書交付申請書	
特定疾病認定申請書	
限度額適用 食事療養・生活療養標準負担額減額 限度額適用・標準負担額減額	認定申請書
高齢受給者一部負担金差額支給申請書	
食事療養・生活療養標準負担額減額差額支給申請書	
限度額・標準負担額減額差額支給申請書	

※2 組合員がマイナンバーの記載をするか否かの選択を行うことができます。

お 願 い

マイナンバーを記載した各種届書等を組合事務所へ提出される際は、簡易書留や特定記録など追跡可能な方法により提出してください。

マイナンバーを取り扱うための安全管理措置

マイナンバーの漏えい防止等、適切かつ必要な安全管理措置を講じるため、「[個人情報保護に関する基本方針（プライバシーポリシー）](#)」及び「個人情報の保護に関する規程」を改正し、特定個人情報（個人番号を含む個人情報）の取扱い等について決めました。

また、新たに「システム等運用管理規程」を制定し、コンピュータのセキュリティ対策、事務室内への入退室管理等の安全管理措置を具体的に定め、整備を行い、事業主並びに被保険者の皆様の個人情報及び特定個人情報の安全管理と適正な取扱いに努めることとしています。

なお、マイナンバーを取り扱うために必要となる「特定個人情報保護評価書（基礎項目評価書）」については、個人情報保護委員会に届出済みであり、今後、組合ホームページに公表する予定としています。